

## 〔筑前國續風土記十一〕嘉摩郡

日本紀安閑天皇二年五月、筑紫穂波の屯倉、鎌屯倉をおくと有、嘉摩穂波の事、國史に見えたる初なり、此郡は穂波郡と相ならんでつゝけり、恰一郡の如し、南は穂波の上流にありて穂波となればず、北は穂波と東西にならびて、嘉摩郡は東にあり、穂波は西にあり、凡穂波の東南に當れり、此郡の東は豊前田川郡につらなり、三方は大山あり、中に大河あり、薪材木ともしからず、山林の利多し、田畠肥饒なり、村里皆山中に有て、土民の風俗質朴なり、好郡といふべし、凡此郡に四河内あり、千手川は下臼井村にて大隈川に落る、長野河底千手是一河内なり、桑野河内より出る川は、大隈川にして、是本川なり、その東山田河内の川は、蒲生に出て、大隈川に落る、庄内河内の川は鹿毛馬勢田に出る、

〔萬葉集五〕神龜五年七月二十一日、於嘉摩郡撰定、筑前國守山上憶良、

伏辱來書、具承芳旨、忽成隔漢之戀、復傷抱染之意、唯羨去留無恙、遂待披雲耳、○歌

〔續日本紀三十一〕寶龜元年七月戊寅、筑前國嘉摩郡人財部宇代獲白雉、賜爵人二級稻五百束、  
〔大内家壁書〕從山口於御分國中行程日數事○中  
筑前國○申 嘉摩郡四日、請文十三日、○中  
略

寛正二年六月廿九日

穗浪郡

備中守奉秀明○下  
略

〔筑前國續風土記十一〕穗浪郡

此郡の名の初て國史に見えたる事、前○郡條嘉摩にしるせり、嘉摩郡と同じ、此郡は嘉摩郡と相なればず、北は穂波東西にわかれ、嘉摩の東にあり、西は穂波なり、山深くして薪材ゆたかに、川流れて炎旱の憂なく、土地肥饒にして種植の利多し、邊鄙にして民俗いやすく、言語つたなしとい